

青森市スポーツ大会等開催助成金について

青森市では、県外から本市への誘客促進を図り、もって本市の地域経済の活性化及び観光産業の振興等に資することを目的に青森市内でスポーツ大会やスポーツ合宿等（以下 大会等）を開催するスポーツ団体等に対し、予算の範囲内で助成金を交付しています。

1 対象となる大会・合宿

青森市内で開催され、市内の宿泊施設に宿泊する県外からの参加者の延べ人数が10人以上であるもの

※以下の大会等は除きます。

- ①国、県、市等が主催又は共催する大会等
- ②宗教団体等が主催又は共催する大会等
- ③政治団体等が主催又は共催する大会等
- ④営利を目的とする大会等
- ⑤持ち回り等により定期的又は定例的に開催する大会等
- ⑥国又は地方公共団体が加入し、若しくは年会費等の負担金を支払っている競技会、行政の関わりが深い団体、又は行政が所管する団体が主催する大会等
- ⑦国、県、市その他団体等が行う他の補助制度に基づく補助金等の交付決定を受けているもの、又は受ける見込みがある大会等
- ⑧その他公序良俗に反するなど会長が適当でないと認める大会等

○ポイント

- ・大会の場合、大会を“**主催**”する方が対象となります。
- ・大会に“**参加**”する場合は対象となりません。
- ・「第〇回全国〇〇選手権大会」のような**全国の都市で持ち回り開催するような大会は対象となりません。**

2 助成金の額

(1) 大会等の開催に要する経費

2,000円／泊／1人（1団体1回につき20万円が上限です。）

(2) 市内の移動に要する経費

対象経費の30%以内の額（1団体1回につき10万円が上限です。）

○具体例

- (1) 青森市内のホテルに20人で4泊した場合
→ $20人 \times 4泊 \times 2,000円 = 160,000円$
- (2) 青森駅から合宿先までの移動のためマイクロバスをチャーターした場合
→ $マイクロバス代 20万円 \times 30\% = 60,000円$
合計220,000円となります。

3 助成対象経費

- (1) 大会等の開催に要する経費

宿泊費、スポーツ施設借上費、謝金・指導料、印刷製本費、通信費、市内への移動に係る往復交通費、消耗品費

- (2) 市内の移動に要する経費

移動用車両※の借用又は移動用車両※による運送に要する経費

※青森市内に事務所又は事業所を有する事業者が貸し出すもの又は当該事業者が運送するために使用するものに限ります。

4 助成金を申請できる方

- (1) スポーツに関する活動を行う団体

※部活動や地域クラブ、スポーツクラブ、サークル等を指します。

- (2) 旅行者※で、団体から依頼を受け、助成金の交付の対象となる大会等に係る予約・手配を一括して行うもの

※旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の登録を受けている業者

問い合わせ・申請書等の郵送先

〒030-0801

青森市新町1丁目3-7 青森市役所駅前庁舎3F

青森市経済部 地域スポーツ課

TEL: 017-718-1431 FAX: 017-718-0337

E-mail: chiikisupo-tsu@city.aomori.aomori.jp

制度に関する Q&A

Q 助成金交付までの大まかな流れは？

A 事前に申請手続きが必要になります。大まかには次のようになります。

- ①助成金交付申請 → ②交付決定 → ③実績報告、助成金金請求 →
④助成金支払

※手続きや対象となるか不安な場合、TEL:017-718-1431 までお問い合わせください。

Q 申請の期限は？

A 事前に申請して交付決定を受けることが必要です。必要な書類を揃えて、なるべく合宿開始日の7日前（土日・祝日も含みます）までに下記住所へ郵送もしくは下記メールアドレスへ送付してください。

※合宿終了後は対応できませんのでお気を付け下さい。

Q 申請に必要な書類は？

A 次の書類が必要となります。

- ①交付申請書（様式第1号）

※合宿の行程や概要が分かる資料も併せて提出してください。

※申請者名義は基本的に団体の代表者として下さい。また、申請内容の問合せをする場合がありますので、併せて連絡先の記載をお願いします。

Q 大会等終了後の手続きは？

A 大会等の終了後30日以内に次の書類の提出が必要となります。

- ①実績報告書（様式第6号）
②領収書等の支出を証する書類の写し
③助成金請求書（様式第8号）

Q 保護者が付き添いで参加する場合、助成対象となりますか？

A 助成対象となるのは、団体の選手・顧問・部長・監督・コーチおよびマネージャー等ですので、保護者は助成対象となりません。

